

令和3年1月から

住居確保給付金の内容が一部変更されます！

「住居確保給付金」は、離職等より経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給（原則3か月）するとともに、福祉保健センターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

支給期間については、これまで一定の要件を満たすことにより、2回（延長・再延長）まで延長することが可能でしたが、令和3年1月から令和2年度中に新規申請をした方に限り、一定の要件を満たすことにより、**再々延長（最長で12か月まで）が可能**になります。

また、令和2年4月30日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特例として当面の間、求職活動の要件が緩和されていましたが、**令和3年1月からは、下記の求職活動が受給の要件となります。**（要件が満たされない場合には、支給を中止することになりますので、ご注意ください。）

受給するための要件など詳しくは、**横浜市ホームページで確認**いただくか、**受給中の区の区役所生活支援課（裏面参照）**までお問い合わせください。

横浜市 住居確保給付金

検索



横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/jiritsu/jukyokakuho.html>

求職活動要件の概要

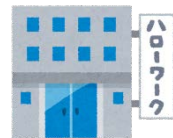
「住居確保給付金」を申請する理由等により、次のいずれかの、**求職活動を行う必要があります。**

●「離職・廃業」の方 / 再々延長申請の方（申請理由問わず）

（受給期間：1～9か月）

（受給期間：10～12か月）

- ① **ハローワークへの求職申込**
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ **月に1回以上**の自立相談支援機関との**面談等**
- ④ **月に2回**のハローワークにおける**職業相談等**
- ⑤ **週に1回以上**の企業等への**応募・面接の実施**



●「休業等による減収」の方

（受給期間：1～9か月）

- ① **月に1回以上**の自立相談支援の**面談等**
- ② **申請・延長・再延長の際、休業等の状況についてお住いの区**
の生活支援課へ報告

各区の連絡先は裏面をご覧ください。



各区連絡先一覧

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通35	224-8249	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0328
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋190	367-5705	365-6351